

～令和8（2026）年1月5日（月）申請分から 特殊車両通行許可申請手数料の電子収納を開始～

栃木県では、特殊車両通行許可申請手数料について、栃木県収入証紙による納付に加え、栃木県電子申請システムによる電子収納を開始します。

なお、栃木県収入証紙は令和8（2026）年3月31日（火）で廃止（販売終了）となります。利用は、令和9（2027）年3月31日（水）まで可能です。

納付までの流れ

特車申請

（自治体申請システム）

電子納付申込

（県電子申請システム）

手数料額の確定

手数料納付

栃木県電子申請システムによる電子納付の説明ページはこちら
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/jyouhouka/denshikenchou/denshinouhu.html>

令和8（2026）年1月5日（月）から、これまでの窓口及び郵送による書面申請に加えて、**自治体申請システム**による電子申請の受付を開始します。

栃木県電子申請システムにおいて、特車申請した土木事務所の電子収納（電子納付）窓口へアクセスし、必要事項を入力して電子納付申込を行います。

必要事項はこちら

申込後に【申込完了通知メール】が申請者宛て送付されます。手数料納付の際に必要な「整理番号」と「パスワード」が通知されます。

申込先の土木事務所（道路管理者）で特車申請の内容を確認し、手数料額を確定します。

○申請者情報

- ・申請者氏名(フリガナ)
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

○納付情報

※申請方法により必要事項が異なります。

- ・自治体申請システム
システム内で付与される「申請番号」
- ・書面申請（窓口）
窓口で付与される「受付番号」
- ・書面申請（郵送）

土木事務所（道路管理者）で手数料の額を確定の後、【受理通知メール】が申請者宛て送信されます。メールの案内に従い、申込照会画面で「整理番号」と「パスワード」を入力して手数料納付手続きを行います。利用可能な支払い方法及び決済ブランドは以下のとおりです。

キャッシュレス



コンビニ収納（現金）



お問合せ先 栃木県県土整備部道路保全課道路管理担当 TEL 028-623-2429



